

令和2年3月16日

指定居宅介護事業所
指定短期入所事業所 管理者様

堺市健康福祉局
障害施策推進課長

(重要) 令和2年度福祉・介護職員処遇改善加算等の届出について

平素より本市の障害福祉行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

次の1及び2につきまして、ご確認の上、必要な対応を行っていただきますよう、お願いします。

1 令和2年度福祉・介護職員処遇改善加算等の届出について

令和2年度に、事業所において福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員特定処遇改善加算を算定される場合は、堺市ホームページ(※)をご覧ください、以下のとおり届出を行ってください。

※堺市ホームページ(<https://www.city.sakai.lg.jp/>) 右上の検索ボックスに「障害福祉サービス事業者指定・実地指導」で検索⇒「障害福祉サービス事業者指定・実地指導」⇒「福祉・介護職員処遇改善(特別)加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算に係る提出書類について」⇒「令和2年度福祉・介護職員処遇改善(特別)加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の届出について」

① 対象事業所：下記のいずれかの場合に該当する事業所

- (1) 前年度から当該加算を算定しており、加算区分を変更しない場合
- (2) 前年度から当該加算を算定しており、令和2年4月に加算区分を変更する場合
- (3) 令和2年4月から新たに当該加算を算定する場合

② 必要書類：上記ホームページを参照してください。

(裏面へ続きます)

2 事業所メールアドレス現況届出書について

本市から事業所への連絡のため、メールアドレスを届け出ているところですが、届け出をいただけていない、または届出のあったメールアドレスに送信しても未着となる事業所がございます。

つきましては、同封している「事業所メールアドレス現況届出書」をご確認の上、現況を届け出いただきますよう、お願いします。

※お手数をお掛けいたしますが、変更がない事業所も全て提出してください。

1、2 提出方法 堺市健康福祉局障害施策推進課事業者係宛 郵送（送付票を使用すること）

※今般の情勢を鑑み、郵送での提出にご協力ください。

提出期限 令和2年4月15日（水曜日）※当日消印有効

【送付票】※送り先誤りを防止するため点線で切り取り封筒に貼ってご使用ください。

〒 590-0078

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市健康福祉局 障害福祉部 障害施策推進課 事業者係宛

4月15日締切 処遇改善加算届出書A 在中